

田村市

市営住宅応募の手引き



1. 市営住宅は、収入が比較的低く、住宅に困窮している方々のために整備された公共施設です。
2. 市営住宅の公募は下表のとおり毎月行います。
3. 公募している住宅は市政だより又は市ホームページをご覧ください。毎月1日に更新されます。
4. 同一の市営住宅に複数の申込があった場合は、抽選会を開催します。
5. 入居時に、連帯保証人を立てるか、保証会社に参加する必要があります。
6. 入居時に、敷金（家賃3か月分の額）の納入が必要です。

◆募集スケジュール（変更になる場合があります）

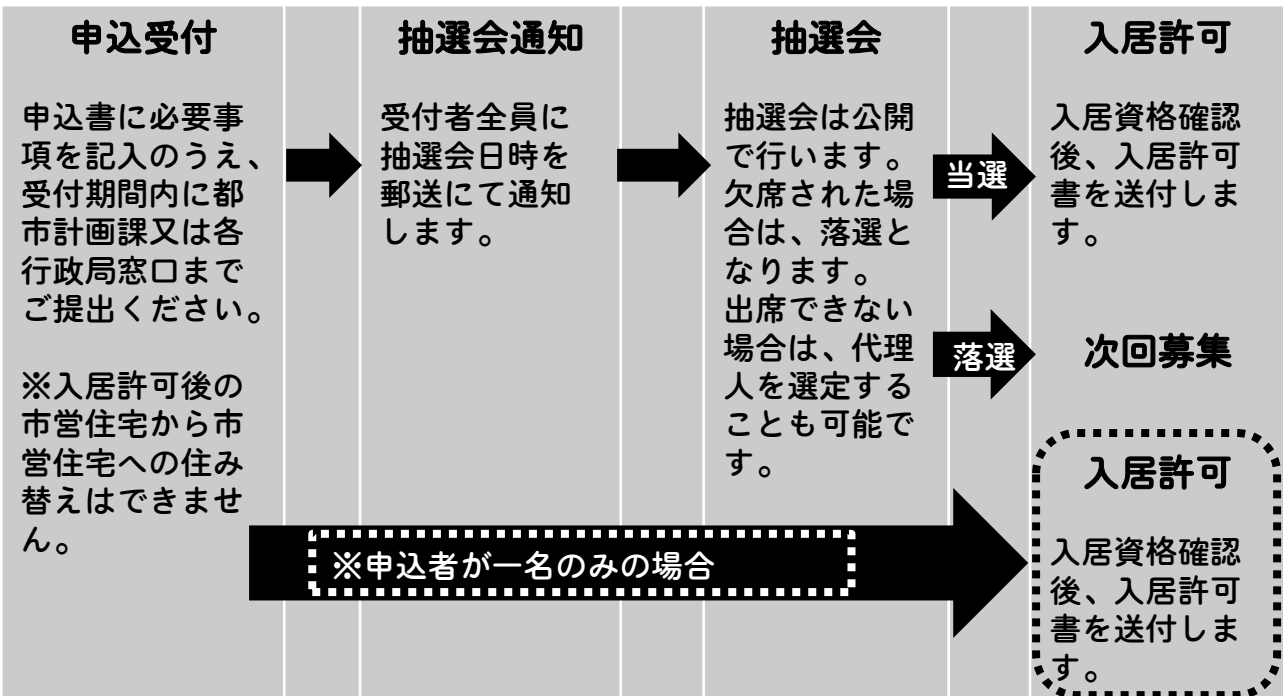
広報紙・HP掲載日	申込受付期間	抽選日	入居可能日
毎月1日	15日頃～月末	翌月15日頃	翌月下旬

◆目次

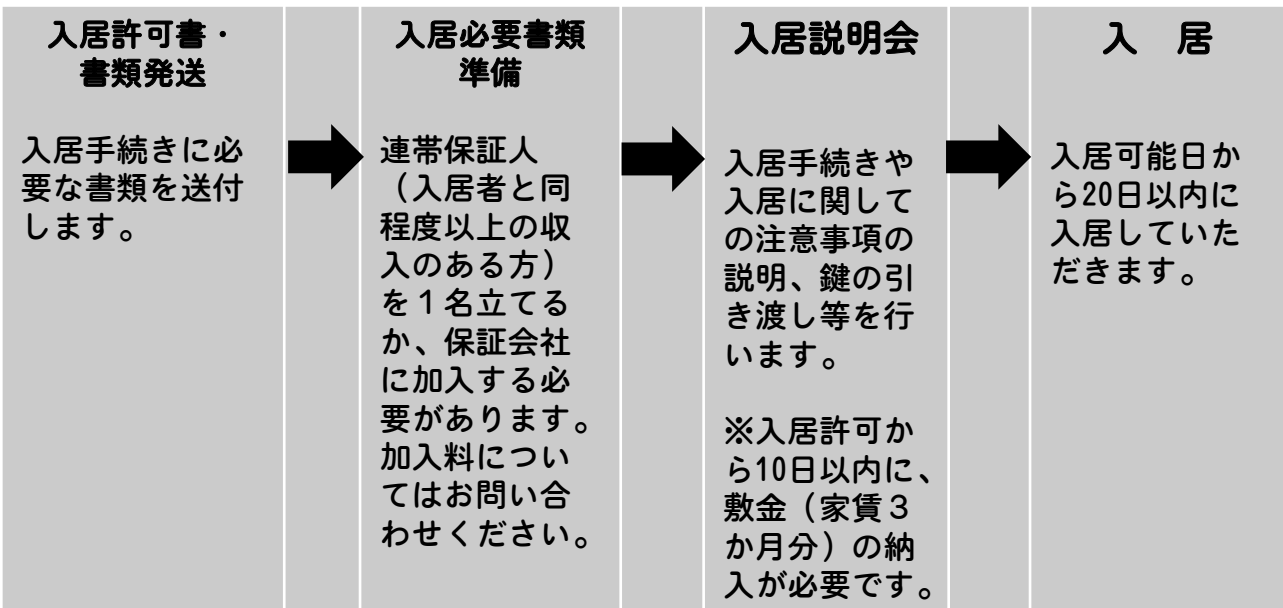
申込から入居までの流れ	1ページ
申込の手順について	2ページ
申込資格確認フローチャート	3ページ
資格要件（特殊事情がある場合）	4ページ
所得基準・月額所得の算出について	5・6ページ
入居申込書の記入例	7・8ページ
入居に関する留意事項	9ページ
市営住宅一覧	10ページ

◆申込から入居までの流れ

1. 申込から抽選まで



2. 入居許可から入居まで



3. 市営住宅に入居するにあたって

次のような重大なルール及びマナー違反は、退去事由となります。

- ①家賃の滞納
- ②動物飼育・餌付け
- ③違法駐車
- ④騒音・異臭

◆ 申込の手順について

1. あなたの世帯の申込資格の有無を、3ページの『申込資格確認フローチャート』及び4ページの『市営住宅の資格要件（特殊な事情がある場合）』で確認してください。

2. 公募している住宅は、市政だより又は市ホームページをご覧ください。毎月1日に更新されます。
※特定公共賃貸住宅（東部団地5棟）及び公的賃貸住宅（都路団地）に申込を検討している場合は、申込資格が異なるため、本庁都市計画課までお問い合わせください。

3. 前段を確認後、申込資格がある方は『市営住宅等入居申込書』を黒のボールペンでご記入ください。申込書は本庁都市計画課又は各行政局窓口で配布しております。また、市ホームページにも掲載しております。記入例は7・8ページをご覧ください。

4. 受付期間内に、申込書に所得証明書、世帯全員分の住民票及びその他関係書類を添えて、本庁都市計画課又は各行政局窓口へご提出ください。

※昨年から田村市民の方

マイナンバーを記載すると、所得証明書及び住民票の提出を省略できます。

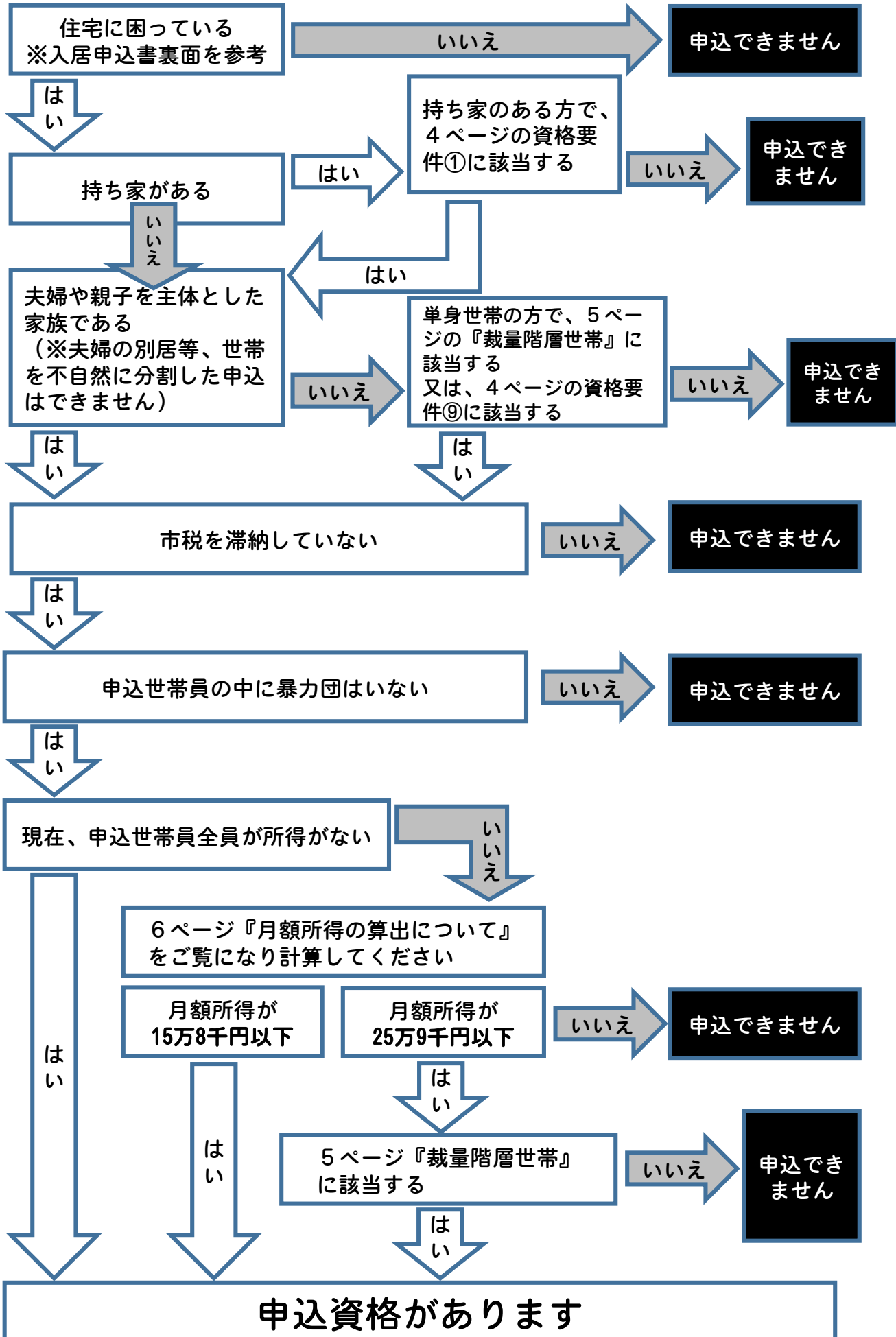
※本年1月1日以降から田村市民の方

マイナンバーを記載すると、住民票の提出を省略できます。

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

本 庁 都市計画課	☎ 0247-82-1114
滝根行政局 産業建設係	☎ 0247-78-1204
大越行政局 産業建設係	☎ 0247-79-2193
都路行政局 産業建設係	☎ 0247-75-3550
常葉行政局 産業建設係	☎ 0247-77-2371

◆申込資格確認フローチャート



◆市営住宅の資格要件（特殊な事情がある場合）

1. 現在持ち家を所有している場合

入居申込時に、現在の持ち家を「売買契約書」や「登記簿謄本」で処分したことが確認できる場合に申込できます。

2. 婚約者と申込をする場合

入居申込時に、仲人、双方の親が記入する婚約証明書又は、結婚式場の予約証明などを提出できれば申込できます。

3. 内縁の夫又は妻と申込をする場合（市外の方）

入居申込時に、住民票で事実婚が確認できる方（「未届出の夫・妻」と記載）で、戸籍謄本でも他に婚姻関係が無いことを確認できる方であれば申込できます。

※田村市では、内縁関係について住民票への記載は行ってないため、田村市民の方は申込できません。

4. これから離婚を考えている方の場合

入居申込時に、離婚確定の証明書類を提出できれば申込できます。

（例）・戸籍謄本

- ・公証役場が発行する離婚契約の公正証書（離婚日要記載）
- ・家庭裁判所が発行する調停調書

5. 兄弟姉妹だけで申込をする場合

不自然な合体・分離をした世帯でなければ、申込できます。

6. 現在、無職の方が申込をする場合

申込できます。最近退職された場合は、離職票等の退職日が分かる書類をご持参ください。

7. 他県・他市町村の方が申込をする場合

申込できます。所得証明書及び世帯全員分の住民票をご提出ください。入居の際には、市営住宅に住所を異動していただきます。

8. 県営住宅や他市町村営住宅に住んでいる方が申込をする場合

住宅の困窮要件に該当しないと考えられますが、収入が著しく下がり、家賃の負担が困難になった場合や、世帯分離（子の結婚等）のため新たに住宅が必要となった場合など、入居資格が認められる場合があります。

9. 生活保護受給者又は配偶者からの暴力被害者の方等が申込をする場合単身世帯でも申込できます。必要書類についてご案内いたしますので、本庁都市計画課までお問い合わせください。

◆所得基準について

市営住宅に申込をする場合には、控除後の月額所得額が
15万8千円以下でなければ申込できません。
しかし、**裁量階層世帯**の場合は25万9千円以下に緩和されます。

裁量階層世帯 とは

…次の世帯については月額所得25万9千円以下であれば申し込めます。

1. 高齢者世帯

- (1) 満60歳以上の単身の方
- (2) 満60歳以上の方で構成された世帯
(18歳未満の方を含んでも良い)

申込日が基準日
となります。

2. 若年夫婦等世帯

- (1) 入居者が40歳未満であり、同居する親族が40歳未満の世帯

3. 子育て世帯

- (1) 18歳未満の親族を含む世帯

4. 障害のある方を含む世帯 ※入居申込書に手帳の写しを添付

- (1) 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方
- (2) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方
- (3) 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方

5. 下記のいずれかに該当する方を含む世帯

- (1) 戦傷病者 (2) 原子爆弾被爆者 (3) 5年以内の引揚者
- (4) ハンセン病療養所入所者 (5) DV被害者
- (6) 犯罪被害により以前の住居に居住することが困難な方

収入分位...市営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

収入分位ごとに家賃額が異なります。

階 層	月額所得	収入分位
一般階層 (裁量階層以外の世帯)	0円～104,000円	1
	104,001円～123,000円	2
	123,001円～139,000円	3
	139,001円～158,000円	4
裁量階層	158,001円～186,000円	5
	186,001円～214,000円	6
	214,001円～259,000円	7
申込みできません	259,001円以上	8

◆月額所得の算出について

Step1 入居世帯の所得（年額）を計算する。

給与収入の方	給料・賃金・賞与等の支給された金額（残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む）から「給与所得控除額」を差し引いた金額
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額から「公的年金等控除額」を差し引いた金額
事業収入等の方 （給与・年金以外）	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得（収入から必要経費を差し引いたもの）保険の外交・個人（企業）年金の給付金など
注意！！ 計算の対象とならない収入	<ol style="list-style-type: none"> 遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・非課税の通勤手当額・求職者給付金（失業保険）・児童手当などの非課税収入 入居許可日前までに退職する場合の収入 ※申込の際に、離職票等の退職日が分かる書類をご持参ください 入居申込日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は0円とみなします

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入の方	合計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族Aの所得	円	円	円	円
同居親族Bの所得	円	円	円	円
同居親族Cの所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	① 円

Step2 控除額（世帯の状況）を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除する金額
a. 給与所得控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円×（ ）人＝ 円
b. 同居者控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	38万円×（ ）人＝ 円
c. 特定扶養親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	25万円×（ ）人＝ 円
d. 老人扶養控除	70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族の方	10万円×（ ）人＝ 円
e. 障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方※特別障害者控除対象者除く	27万円×（ ）人＝ 円
f. 特別障害者控除	身体1・2級、精神1級、療育手帳A判定の手帳をお持ちの方	40万円×（ ）人＝ 円
g. 寡婦控除	入居者又は同居者が寡婦の方	27万円×（ ）人＝ 円
h. ひとり親控除	入居者又は同居者がひとり親の方	35万円×（ ）人＝ 円
合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)		② 円

Step3 月額所得額を計算する。

$\left(\text{世帯所得の合計} - \text{控除額の合計} \right) \div 12\text{か月} = \text{月額所得}$		
① 円	② 円	円

市営住宅等入居申込書

記入例

令和〇〇年△△月◇◇日

田村市長 様

申込者氏名 田村 太郎

次のとおり市営住宅等の入居を申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申し込みを無効とし、また、入居後に判明したときは、当該住宅を明け渡すことについて異議ありません。

また、市長が、私及び同居しようとする者が暴力団員でないことを田村警察署へ照会することに同意します。

入居を希望する市営住宅等の名称		〇〇団地△△棟◇◇号				受 付	
申 込 者	フリガナ 氏 名	性 別	生年月日	障害の有無			
	タムラ タロウ 田 村 太 郎	男	昭和〇〇年△月◇日 (〇〇歳)	有 ・ 無			
	個人 番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0		連絡先電話番号 0 2 4 7 - 8 2 - 1 1 1 4			
	現住所	〒963-0000 田村市船引町船引字畑添76番地2					
	本籍地	同上					
勤務先	名 称	田村市役所 電話0247-81-2111					
	所在地	田村市船引町船引字畑添76番地2					
同 居 親 族	フリガナ 氏 名	続 柄	生年月日	障害の有無			
	タムラ ハナコ 田 村 花 子	妻	昭和〇〇年 △月◇日 (〇〇歳)	有 ・ 無			
	個人 番号	1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0		勤務先 通学先 無 職			
	タムラ コタロウ 田 村 小 太 郎	子	平成〇〇年 △月◇日 (〇〇歳)	有 ・ 無			
	個人 番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6		勤務先 通学先 ○△小学校5年生			
上 の 扶 養 親 族	備 番	・ 田村市民の方は、マイナンバーを記載すると、添付書類を省略できます。マイナンバー確認のため、下記のいずれかの書類を窓口へご持参ください。					
	備 番	(1) マイナンバーカード					
	備 番	(2) 通知カードと本人確認書類 (運転免許証等)					
上 記 以 外 の 税	備 番	(3) マイナンバーが記載された住民票と本人確認書類 (運転免許証等)					
	備 番	・ マイナンバーの記載ができない方や、市外から申し込まれる方などは、下記の書類を添付ください。					
収入欄	備 番	(1) 所得証明書					
	備 番	(2) 世帯全員が記載された住民票					
				(歳)	有 ・ 無		
総所得金額 (A) 計		控除金額 (B) 計		収入算定基礎 (C)		収入月額 (C) ÷ 12	
-		-		=			

障害に有無について、有りに○を付けた場合は、障がい者手帳の写しを添付してください。

・ 田村市民の方は、マイナンバーを記載すると、添付書類を省略できます。マイナンバー確認のため、下記のいずれかの書類を窓口へご持参ください。

(1) マイナンバーカード

(2) 通知カードと本人確認書類 (運転免許証等)

(3) マイナンバーが記載された住民票と本人確認書類 (運転免許証等)

・ マイナンバーの記載ができない方や、市外から申し込まれる方などは、下記の書類を添付ください。

(1) 所得証明書

(2) 世帯全員が記載された住民票

裏面も必ずご記入ください。

7 備考
1 太枠の部分に記入してください (裏面もあります)。

記入例

2 個人番号の記載によって公簿等で内容が確認できる場合は、添付書類を一部省略できます。

現在の状況	住宅の種類	1. 持ち家 (自宅、親族の持ち家)	4. 社宅・寮
		2. 民間借家	5. 県・市町村営住宅 (名義人)
		3. 民間アパート	6. その他 ()
	住宅の広さ	部屋数 2 室、	8 畳数 (合計) 16 畳、
			現在の世帯人員 3 人
住宅に困っている理由	1 不良住宅 (住宅の不完全なこと)	<input type="checkbox"/> ア 住宅が倒壊するおそれ、その他危険な状態にある <input type="checkbox"/> イ バラック建て住宅 (応急的な仮設住宅で、使用材料が粗雑極めて低質な建物をいう) である <input type="checkbox"/> ウ 転用住宅 (倉庫、物置等住宅以外の建物を転用している住宅) である。	
	2 設備の共用 (生活する上で設備の不便なこと)	<input type="checkbox"/> ア 炊事場、便所及び給水設備が共同使用のものである <input type="checkbox"/> イ 上記の3設備のうち2設備が共同使用のものである <input type="checkbox"/> ウ 上記の3設備のうち1設備が共同使用のものである	
	3 同居できる住宅がないため別居している	<input type="checkbox"/> ア 配偶者又は子と別居している <input type="checkbox"/> イ 扶養を要する親又は弟妹と別居している <input type="checkbox"/> ウ 結婚するので同居できる住宅を探している	
	4 過密住宅 (住宅の狭いこと)	<input type="checkbox"/> ア 1人当たり 1.3 畳以内である <input type="checkbox"/> イ 1人当たり 1.6 畳以内である <input type="checkbox"/> ウ 1人当たり 2.0 畳以内である <input type="checkbox"/> エ 1人当たり 2.0 畳以上あるが、15 歳以上の者が 3 人以上で 1 室に居住している <input type="checkbox"/> オ 1人当たり 2.0 畳以上あるが、15 歳未満を含む 3 人以上で 1 室に居住している	
	5 自己の責めによらない理由で家主から立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない	<u>立ち退き要求の内容 (関係書類提示)</u>	
	6 住宅がないため遠距離通勤を余儀なくされている	<u>通勤方法</u> _____ <u>片道の通勤時間</u> _____	
	7 毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払いをしている	月額 <u>60,000</u> 円	
	8 その他の理由 ※詳細に記入	[_____]	
<p>市が入居資格審査を行うに当たり、入居申込者及び同居予定者の所得情報、市税の納付状況を確認するため関係部署に照会することについて、同意します。</p> <p>(宛先) 田村市長 様 <u>申込者氏名</u> <u>田村 太郎</u></p>			

住宅困窮理由に⑦を選択される場合は、家賃の金額を証明できる書類 (賃貸契約書等) の写しを添付ください。
月額は駐車場代を抜いた金額をご記入ください。

職員記載欄	納期内市税完納の確認	完納 ・ 非課税 (市民 <input type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 軽自 <input type="checkbox"/> 賦課されているものに <input checked="" type="checkbox"/>
	番号確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明
	本人確認	1 点 <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 身障者手帳 (療育手帳を含む) <input type="checkbox"/> 写真付き身分証明書 (学生証、身分証明書、社員証、資格証明書) <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳
		2 点 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 写真なし身分証明書 (学生証、身分証明書、社員証、資格証明書、生保受給者証) <input type="checkbox"/> 市税・社会保険料・公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書、住民票の写し、母子健康手帳

◆入居に関する留意事項

1. 入居者の住所要件

入居後14日以内に、転入・転居の届出をしてください。

2. 住宅使用料の納入について

毎月月末が納付期限となります。口座振替による納付を推奨しています。市が発行する納付書を使って納付する場合は、納付書に記載の各金融機関、コンビニエンスストア、各行政局又は本庁会計課窓口で納付してください。

3. 収入認定について

毎年7月～8月頃に、市営住宅入居者に収入申告を行っていただきます。一定の収入基準を超える場合には、収入超過者又は高額所得者の認定を行います。高額所得者として認定された場合、住宅を明け渡していただくことになります。

4. 世帯の異動、連帯保証人の変更等の届出について

転入、転出、出生、死亡、その他の理由で世帯に異動が生じた場合や、連帯保証人が変更になる場合は、速やかに届け出てください。

5. 模様替・増築等について

原則禁止しておりますが、やむを得ない事情等がある場合には申請書を提出し、承認を得れば行うことができます。（エアコンの取付工事等）
但し、退去の際は模様替・増築等した箇所を撤去し、原状に回復していただきます。

6. 修繕料の負担について

破損ガラスの取替え、畳表の取替え、ふすま・障子の張替え、各戸内の給水栓、点滅器の取替え、その他の小修繕については修繕料を負担していただきます。
なお、建物構造部分（壁・基礎・土台・床等）については市の負担となりますが、入居者の故意や不注意によって住宅や共同施設を棄損し、修繕の必要が生じた場合には、入居者の負担で修繕していただくことになります。

7. 共同施設に要した費用について

共同施設の電気料・ガス・水道料は、入居者の方の負担になります。
駐車場の使用が認められている市営住宅の駐車場代は無料です。

8. 動物の飼育禁止について

犬や猫等の動物は他入居者の迷惑になりますので、飼育できません。

9. その他

他入居者とのトラブル等のないよう、規則を守って入居してください。
その他不明な点がございましたら、都市計画課又はお近くの行政局産業建設係までお問い合わせください。

◆市営住宅一覽

1. 市営住宅

名称	住所	構造
菅谷団地	田村市滝根町菅谷字堂田439番地 3	中層耐火構造 3階建
菅谷第2団地	田村市滝根町菅谷字沖田330番地	簡易耐火構造平屋建
神俣団地	田村市滝根町神俣字五林平226番地	中層耐火構造 3～4階建
町団地	田村市滝根町神俣字町248番地	木造住宅平屋建
新関場団地	田村市滝根町神俣字関場108番地	木造住宅平屋建
関場第3団地	田村市滝根町神俣字関場地内	簡易耐火構造平屋建
梵天川団地	田村市滝根町神俣字梵天川237番地 2	簡易耐火構造平屋建
河原団地	田村市滝根町神俣字河原 2番地	木造住宅平屋建
塙団地	田村市滝根町広瀬字塙 3番地	木造住宅平屋建
広瀬団地	田村市滝根町広瀬字赤沼97番地	中層耐火構造 3階建
求中団地	田村市大越町上大越字求中82番地 4	中層耐火構造 3階・木造住宅平屋建
湯田団地	田村市大越町上大越地内	木造住宅平屋建
旦ノ平団地	田村市大越町下大越字壇ノ平430番地	木造住宅平屋建
岩崎団地	田村市大越町上大越字岩崎地内	木造住宅平屋建・簡易耐火構造平屋建
久保田団地	田村市大越町上大越字久保田地内	中層耐火構造 4階建
鷹待田団地	田村市大越町上大越字鷹待田195番地	中層耐火構造 4階建
岩井沢団地	田村市都路町岩井沢字平蔵内 7番地 2	中層耐火構造 3階建
古道団地	田村市都路町古道字戸屋55番地	中層耐火構造 3階建
寺下団地	田村市都路町古道地内	木造住宅平屋建・木造住宅 2階建
館団地	田村市常葉町常葉字館地内	木造住宅平屋建
本坊A団地	田村市常葉町常葉字本坊地内	木造住宅平屋建
常光寺団地	田村市常葉町常葉地内	木造住宅平屋建
西田団地	田村市常葉町常葉地内	簡易耐火構造 2階建
荻ノ目団地	田村市常葉町常葉字雀石161番地	簡易耐火構造 2階建
常葉馬場団地	田村市常葉町常葉地内	簡易耐火構造 2階建・中層耐火構造 4階建
坂ノ下 1団地	田村市常葉町常葉字坂ノ下38番地	中層耐火構造 4階建
備前作団地	田村市常葉町常葉字備前作87番地 1	中層耐火構造 4階建
本坊団地	田村市常葉町常葉字本坊72番地	中層耐火構造 4階建
坂ノ下 2団地	田村市常葉町常葉字坂ノ下92番地 4	中層耐火構造 4階建
町裏団地	田村市常葉町常葉字町裏地内	木造住宅 2階建
西部団地	田村市常葉町西向字田中47番地	中層耐火構造 3階建
大平団地	田村市船引町船引字上大平133番地13	木造住宅平屋建
七郷団地	田村市船引町門沢字直道 2番地	木造住宅平屋建
下扇田団地	田村市船引町船引字下扇田239番地	中層耐火構造 4階建・木造住宅 2階建
上大平団地	田村市船引町船引字上大平133番地 5	木造住宅平屋建
御前池団地	田村市船引町船引字山ノ内156番地 1	木造住宅平屋建
山ノ内上団地	田村市船引町船引字山ノ内163番地 2	木造住宅平屋建
砂子田団地	田村市船引町船引字砂子田170番地 1	木造住宅平屋建
扇田団地	田村市船引町船引字扇田地内	簡易耐火構造平屋建・木造住宅平屋建
下川原団地	田村市船引町船引字下川原87番地 1	簡易耐火構造 2階建
船引馬場団地	田村市船引町船引字馬場15番地	中層耐火構造 4階建
下里団地	田村市船引町船引字城ノ内121番地	中層耐火構造 4階建
東部団地	田村市船引町東部台四丁目98番地	中層耐火構造 3～5階建
石田団地	田村市船引町船引字石田31番地	簡易耐火構造 2階建
後田団地	田村市船引町上移字後田88番地	木造住宅 2階建

2. 特定公共賃貸住宅

名称	住所	構造
東部団地 5棟	田村市船引町東部台四丁目98番地	中層耐火構造 3階建

3. 公的賃貸住宅

名称	住所	構造
都路団地	田村市都路町古道字遠下前48番地	木造住宅平屋建

お問い合わせ先

田村市役所 都市計画課
(本庁舎 2階)
〒963-4393
田村市船引町船引字畑添76番地2

TEL : 0247-82-1114

FAX : 0247-81-1201

Mail : toshikei@city.tamura.lg.jp